

介護老人保健施設の医師である管理者の承認基準について

介護保険法第95条第1項における介護老人保健施設の医師である管理者の承認基準について、行政手続法第5条に基づき審査基準を定めるもの。

○基準の考え方について

旧老人保健法に係る通知「老人保健施設の開設許可申請等について」（昭和63年2月4日厚生省保健医療局老人保健部長通知）に老人保健施設の医師である管理者の承認基準が定められており、この通知の基準に準じて、本県における承認基準を定めるもの。

【法令】 介護保険法
【根拠条文】 第95条第1項 介護老人保健施設の開設者は、都道府県知事の承認を受けた医師に当該介護老人保健施設を管理させなければならない。
【審査基準】 医療保険各法による保険診療が適切に行われると認められ、かつ、老人の保健医療に関し相当の知識、経験及び熱意を有し介護老人保健施設の管理者としてふさわしいと認められる医師であって、次の各号のいずれにも該当する医師でないこと。 1 医師法(昭和23年法律第201号)第7条第2項の規定により医業の停止を命ぜられ、医業停止の期間終了後2年を経過しない者 2 介護保険法第102条の規定により、介護老人保健施設の管理者として変更を命ぜられ、変更された後2年を経過しない者 3 医療法(昭和23年法律第205号)第28条の規定により、病院又は診療所の管理者として変更を命ぜられ、変更された後2年を経過しない者 4 健康保険法(大正11年法律第70号)第81条の規定により保険医の登録を取り消され2年を経過しない者
【標準処理期間】 15日
【施行年月日】 平成20年10月1日

介護老人保健施設の医師以外の管理者の承認基準について

介護保険法第95条第2項における介護老人保健施設の医師以外の管理者の承認基準について、行政手続法第5条に基づき審査基準を定めるもの。

○基準の考え方について

旧老人保健法に係る通知「老人保健施設の開設許可申請等について」（昭和63年2月4日厚生省保健医療局老人保健部長通知）に老人保健施設の医師以外の管理者の承認基準が定められており、この通知の基準に準じて、本県における承認基準を定めるもの。

【法令】 介護保険法
【根拠条文】 第95条第2項 前項の規定にかかわらず、介護老人保健施設の開設者は、都道府県知事の承認を受け、医師以外の者に当該介護老人保健施設を管理させることができる。
【審査基準】 老人の福祉に関し相当の知識、経験及び熱意を有し、過去の経歴等を勘案して、介護老人保健施設の管理者としてふさわしいと認められる者であつて、次のいずれかの任用歴を有する者であること。 1 特別養護老人ホームの施設長 2 養護老人ホームの施設長
【標準処理期間】 15日
【施行年月日】 平成20年10月1日 一部改正 平成30年4月1日